



ええとこやで岸和田
「これが、わがまち岸和田の憲法や」
記録

日付：2010年11月21日

作成者：岸和田市企画調整部 企画課

自治基本条例市民周知イベント事業 ～まちづくりフォーラム～ 記録

1. 名称 ええとこやで岸和田「これが、わがまち岸和田の憲法や」

2. 目的

岸和田市自治基本条例施行から5年が経過した。本市の最高規範である自治基本条例の内容や意義が実際広く市民に浸透しているのか、施行後のまちづくりはどう変わったのか、また条例は市民が主役のまちづくりに貢献できているのかを定期的に検証をする必要がある。

今回の座談会は、自治基本条例推進委員会の委員に、参画した動機や推進委員会活動の想いや苦労話等、また将来の岸和田に対し条例を通してどのような想いや希望があるのかを語っていただき、市民にとっていかに身近な条例であるかを感じていただくために開催するものである。

3. 概要

(1) 日時 2010年11月21日(日) 14:00～16:00

(2) 場所 岸和田市立福祉総合センター 1階大会議室

(3) 内容

◆座談会

コーディネーター：松村 信夫氏（大阪弁護士会弁護士）

コメンテーター：白石 克孝氏（龍谷大学教授）

パネリスト：植田 一重氏（岸和田女性会議）

神谷 千春氏（和歌山大学地域創造支援機構岸和田サテライト地域連携コーディネーター）

次井 義泰氏（岸和田川柳会幹事）

山原 博文氏（岸和田市PTA協議会）

◆講談「左 甚五郎」

講談師：旭堂 南陽氏

(4) 参加人数 92名

第1部 座談会記録

司会者：皆さま、本日は、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、平成22年度まちづくりフォーラム「ええとこやで岸和田・これがわがまちの憲法や」を開催いたします。私は本日司会をさせていただきます、岸和田市役所企画課の梶野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず開催に先立ちましてお願いがございます。会場内での携帯電話のご使用はご遠慮いただき、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

それでは初めに、主催者を代表しまして、野口聖岸和田市長より開会のご挨拶を頂戴したいと思います。野口市長よろしくをお願いいたします。

市長：ただいまご紹介いただきました岸和田市長の野口でございます。本日は、お休みのところ、まちづくりフォーラムに、たくさんお集まりいただきまして有難うございます。また松村先生、白石先生、ならびにパネリストのみなさん、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本日のテーマにもなっております岸和田市自治基本条例は、平成17年8月に施行いたしました。早いもので5年が経過しました。本市ではこの条例を市の最高規範と位置付けており、まさに市の憲法といえるもの

です。自治基本条例を形骸化しないために自治基本条例推進委員会を設置して、委員の皆様には様々な視点から検討していただきました。先般、第2期の推進委員会より建議書をいただいたところでございます。その建議書を真摯に受け止めまして、今後のまちづくりを進めていきたいと思っています。この後のまちづくりフォーラムでは、自治基本条例に対する熱い想いを先生方に語っていただけると伺っています。どうか皆様方には自治基本条例を身近に感じていただき、市民・議会・行政の三者一体となったまちづくりにご参加をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。



それでは最後になりましたが、皆様のご健康ご多幸を祈念しまして、簡単ではございますが私のご挨拶とさせていただきます。本日はご来場まことにありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。市長は、この後公務がございますので、申し訳ございませんが、これで退席させていただきます。ご了解いただきますようお願いいたします。

市長の挨拶にもございましたが、

本市は、平成17年8月に自治基本条例を施行し、5年が経過しました。自治基本条例に関して皆様に少しでも知ってほしいという想いで、今回まちづくりフォーラムを開催させていただきました。自治基本条例推進委員会の皆様にご参加いただきまして、それぞれの委員の皆様の意見を直接お伝えをしたいと考えています。

それでは、お手元に配付してあります資料のご確認をさせていただきます。一点目が、本日の次第とパネラーのご紹介の資料です。それから、自治基本条例の施行時に全戸配布させていただきました自治基本条例を解説したタブロイド版、条例の条文を拡大コピーしたもの、11月11日付で自治基本条例推進委員会より市長に建議書が提出されましたが、その建議内容をわかりやすくまとめたもの、最後にアンケート用紙を配付しています。お手元にございますでしょうか。



それでは、第一部の座談会に入らせていただきます。「これが、わがまち岸和田の憲法や」ということで、座談会につきましては、大阪弁護士会の弁護士で自治基本条例推進

委員会の副委員長でもあります松村先生に進行をお願いします。それでは、松村先生をお願いします。

松村：改めまして皆さんこんにちは。ただいまご紹介をいただきました松村です。まず最初に岸和田市自治基本条例というのはどういうもので、どうしてできたのか、また、今回建議するにあたって、どんな建議内容なのかということをお話したいと思います。私はコーディネーターということですが、要するに司会者であって進行役ということでありませう。それでは、始めに本日のコメンテーターやパネリストの方々に自己紹介をしてもらいたいと思います。着席の順番で私の左隣の白石さんからお願いします。

白石：皆様こんにちは。現在、龍谷大学で公共政策などを教えております、白石克孝と言います。来年度から政策学部をつくりまして、そちらに異動する予定であります。本日は、短い時間ではありますが、よろしくをお願いします。

神谷：市民公募委員の神谷千春と申します。それと和歌山大学岸和田サテライトで地域連携コーディネーターをしています。本日は、よろしくをお願いします。

植田：みなさんこんにちは、女性会議の植田一重と言います。“かずえ”と言うのですが、どうも“かずしげ”と読めるので、男か女かわからないとよく言われます。自治基本条例の推進委員として関わらせていただいています。なぜ女性会議に参加

したかと言いますと、女性がおかれている立場を多方面から見て、おかれた立場・状況を知り、方法を考え、守ることができるからです。自治基本条例で言いますと、第3条の基本原則が、市民及び事業者の権利義務を明確にし、一人ひとりの女性の人権を尊重すると当てはめることができ、自分の活動の趣旨に合致すると思ひ、この推進委員会に参加しました。

次井：次井と申します。私は、生まれも育ちも内畑町でありまして、田舎の人間なので、いつもはもっとラフなスタイルで過ごしているのですが、今日はハシの舞台なので正装してまいりました。自治基本条例の策定の段階から関わっています。今日はその立場からいろいろ発言していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

山原：岸和田市PTA協議会をさせていただきます。また地元では、朝陽小学校でPTA会長をさせていただきます。自治基本条例に関わらせていただいて、子どもたちのために、自分自身何ができるのかを考えながら行っていきたいです。よろしくお願ひします。



松村：今日は、4人の方にパネラーとして参加していただいています。自治基本条例推進委員会と申しますのは、様々な団体の代表者の方6名と市民公募委員の方6名と、専門委員としまして白石さんと私が参加しています。今日は会場に他の推進委員の皆様も来られています。機会があれば何か発言をお願いしたいと思ひます。

最初に、自治基本条例というものがどんなものなのかを共通認識として持っていただきたいので、その話からさせていただきます。本日ご来場の皆様、自治基本条例を少しでもご存知の方いらっしゃいますか。

(挙手)あと、条文をお読みになった方いらっしゃいますか。(挙手)大部分の方は、ご存知ないでしょう。なかなか身近なものではないのでなじみにくいと思ひます。しかし、岸和田市がこの自治基本条例を制定したということは、非常に意義深いものがあります。早ければいいというものでもないのですが、全国で七番目、大阪府内では一番最初であります。今でも全国の1割程度しか自治基本条例を持っている自治体はないのですが、岸和田市は非常に早い段階で自治基本条例を制定された。これは当時の市民の方と市の関係者の意識がかなり高かったのではないかと思ひます。それと同時に、私も次井さんと一緒に、自治基本条例の策定の段階からずっと関わっています。私が感心しているところは、市民委員の方々が自主的にいろいろ議論を行って、一つずつ集約し、今のような条例を作りあげたということです。そういうことで市民

の方が一から策定したということでもあります。市民と行政がともに働く協働条例を作り上げたと言ってもいいかもしれませんが。それから、単に策定しただけではなく、その内容を見直し、岸和田市の市政が自治基本条例の理念に沿ったものかどうかを検証するために自治基本条例推進委員会が設置されました。すでに2期目まで終わっています。そこでも市民の方々が自ら検証を行っている。これは、全国でも唯一の条例と言っても過言ではないです。



それでは、自治基本条例というのは一体何やねんということですが、手元の資料を見てください。第9章の最高規範性というところですが、「この条例は、市民、事業者及び市は誠実にこれを遵守しなければならない」ということが書いてあります。国の最高法規は何かわかりますか。そうです憲法です。地方政府である岸和田市は、最高法規ということで自治基本条例を制定しました。自治基本条例は、名前のとおり、市のあらゆる条例の基本となり、この条例の理念にのっとり市政が運営されていく、これこそが理想ということです。どうということかと言いますと、第3条を見て下さい。(1)

～(5)まで基本原則があります。

(1)は市民や事業者の一人ひとりの人権を尊重することを書いています。市が市民の人権を尊重することはもちろんですが、市民もお互いの人権を尊重していこうという理念に基づいて作られました。

(2)では市民と市も互いに情報を共有しあうこと。今までは市が広報紙を通して、このようなことを行いますよ、という感じで広報していました。市民の皆様も何かいいたいことがあれば、窓口に行き行って言う。これではお互いが言いつけなしになってしまいます。ですから、市がある政策を行おうとする時、できるだけ早く市民の方々に伝え、それに対して、市民の方々からも可能な限り意見をもらう。意見の検討結果を再度市民の方々にフィードバックするというように、情報を循環させ、情報を共有しようということがあります。

(3)参画の機会です。市民の皆さんが市の最高意思決定者であることは間違いありません。そして、議員が立法者であり、市長が行政を担う。これは当然のことなのですが、どうも代表者に任せておくと、いつの間にかお互いに任せっきりになってしまっていて、市民の皆さんは市政に関心がなくなるし、代表者の方も市民がどう思っているか知る機会がなくなる。だから、できるだけ市民の方々に、いろんな場所、審議会等に参画してもらい、そこで意見を出していただく機会を持つということが大事なんですね。

(4) 協働でのまちづくりとは、市民が市政に参画する、自分の意見を出すということは、同時に、自分の意見に責任を持たなければならない。そうすると、市は当然市政をやらなければならないませんが、市民も自分たちが住んでいる岸和田市をどうしていこうかと考えて、自分たちでやれることは自分たちで自主的に決めてやっていこうというふうに、市民と市がお互いに共に働き、いい市をつくっていこうということです。



(5) 市民の公益的な活動、皆さんが普段からやっておられる自治会活動やPTAの活動などは公益的な側面があります。市民の方が自ら考えておられる。だから市も、そのような市民の活動の姿勢をいろんな制度でサポートしましょうということです。

他にたくさん条文が書いてありますが、この第3条の基本原則をいかに市政に反映していくか。そういうことを考えて、2章から4章は、われわれ市民も権利を有すると同時に一種の義務、責任もあるということで、第4条は権利、第5条では基本的な責任の内容を明確にしています。そして、第6条、第7条では、

岸和田市内で事業を営む事業者の方たちにも、同じような権利と責任があると明記されています。それから市民の代表である市議会。これも地方自治法に定められた義務が生じるのですが、特に市民の皆さんとの関係で、義務を明確にした方がいいだろうということで、第9条では「議会は会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会の運営に努める」と明記し、第10条では、議員に対し、「議会活動に関する情報、市政の状況等について市民に対して説明するよう努める」と権利義務条項を明記しています。

時間がないので簡単に話しますが、第16条の協働や参画で、最初のキーワードを具体化する制度があります。そして特に注目して欲しいのは、第18条の意見聴取制度や第20条の住民投票ですね。皆さん、パブリックコメントをご存知でしょうか。ある法律を制定する時、あるいは重要な国の施策を決定しようという時に、事前に内容を公開し、国民から意見を出してもらう制度です。各自治体でも現在はかなり制度が充実していますが、岸和田市は、自治基本条例を制定した当時、この意見聴取制度を充実させようということで、第18条第1項の(1)から(3)に、計画の策定や条例の制定、施策の実施や変更などについては、市民に意見をもらわなくてはならないことを義務化しました。ですから、そういう制度をいち早く設けたわけですね。

それから第20条の住民投票は、重

要な政策については市民から直接意見をもらってもいいのではないかと
いうことであります。何かあったとき
に住民投票やってますよと。

住民投票をするには、手続きが必要
になってきます。いきなり住民投票
できないんですね。他市では、住
民投票をするかしないかをまず議会
に諮り、それから投票条例を作っ
ている所もありますが、岸和田市の
場合は、常設型とって、要件を満
たしていれば、いつでも住民投票
できる。選挙権は20歳以上です
けども、それより若い18歳以上
であれば、市政に関心が持てる
だろうということで、参政権より
少し低い年齢の18歳以上の方
でも市民であれば誰でも住民投
票できる。それから定住の外国
人の方にも参加していただける。
そしてその方々の4分の1の連
署をもって市長に請求したとき、
住民の意思を問うために住民投
票を実施しなければならないこと
を明記しています。これは、思い
切った条例だと思います。

この自治基本条例は、最高法規な
ので、これを見直すことも第33
条で明記しています。そして、自
治基本条例を見直し、最高法規
である自治基本条例がちゃんと
機能しているのか、活かされて
いるのかをチェックして、条例
に不十分なところがあれば、市
長に建議を行うことができる
ことになってはいますが、これ
を行うのが岸和田市自治基本条
例推進委員会の役割です。第1
期の推進委員会は平成18年7
月から平成20年6月まで活動
しました。いろいろ議論をして、
たくさんの点について建議し

ました。我々第2期推進委員
会は、第1期の推進委員会が提
案した建議がちゃんと活かされ
ているのかどうかを検証する立
場でありました。また、自治基
本条例の条文がどう現実に活
かされているのかどうかを、市
の各部署に調査を行ったり、場
合によっては、担当課に実際
に推進委員会に来てもらったり
、その報告にしたがって、今
回の建議が出来上がりました。
それがこの1枚ものの資料にな
ります。例えば、第13条の職
員の責務。職員の方々は、法
令にしたがって仕事をするの
は当たり前です。岸和田市は問
題はないと思いますが、いろ
いろなところで問題が出てお
り、やはり現場で違法な行為
があったときは、速やかに通
報して是正することが必要であ
ると思います。公益通報者保
護法という法律がありまして、
企業の中で違法な行為があ
ったときは、適正なルールで
監督できる自治体や、あるいは
通報した者が、不利益を受
けないための法律であります。
市としては、実施要綱があ
りまして、職員から通報があ
ったときの窓口を設けていま
す。それが充実していればい
いんですが、やはりこれからの
流れは、民間企業のように外
部に通報機関を設けて、従業
員から違法行為の通報がきた
ときは、まず通報者を特定で
きないような形にして、話を
じっくり聞き、その企業の公
認会計士などを含んだ検討会
などで検討し、その結果を
通報者に報告する。そのよう
な窓口を設けて適切な処置を
とることが必要になってくる
と思います。岸和田市にも同
じように外部の通報機関が
必要ではないか、という

のが私たちの提案であります。

第18条の意見聴取制度は、もっともっと広報を充実させなければいけないのではないかなかなか皆さんからの意見が出てこないということで、皆さんがもっと関心を持てるような形で、パブリックコメントをしなければならぬのではないかな。ホームページには載せているんですけども、それだけでは広報が足りないだろう。そういう提案です。

第21条の情報の共有は、第1回の建議のときにも内容に含めまして、市も広報のやり方をかなり工夫してこられたのが、我々にもわかりました。しかし、市からの情報に対して、市民の皆さんからどういう意見があったのか、それに対して、市がどういうふうに見直したのか、もう少しお互いに踏み込んで情報を共有して、情報の循環サイクルを作っていく必要があるのではないかな、ということをご提案しました。

ということで、時間が押していますので、私の説明はこれぐらいで終わります。引き続き次にパネリストの方々にいろいろお話をさせていただきたいと思っております。今回、推進委員会に参画した動機や参画してどう思われたか、あるいは、自治基本条例ができて、現実にこんなことが進んでますよ、そんなことを簡単にお話させていただきたいと思っております。

それでは、市民公募委員の神谷さんをお願いします。神谷さんは初めて市民委員となられましたが、いかがでしたか。

神谷：それでは、今の自分の生活に結びつけてお話をさせていただきたいと思っております。私は、公募委員として推進委員会に初めて参加しました。なぜ推進委員になったかということと、委員としての2年間の活動で何を学んだかという2点についてお話をしたいと思っております。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、私の職場であります和歌山大学は、岸和田市と平成15年に地域連携推進協定を結んでいます。その協定のもとで、岸和田市の地域振興や和歌山大学の教育研究内容の充実という両方をめざし、岸和田市にサテライトを設けて活動をしています。私がこの仕事をしている中で、「地域振興というのは一体どんなものなのか。その時に誰が尊重されるのだろうか、誰の立場がいちばん優先されるのだろうか。岸和田市は、今どんなまちでどんな特徴や課題があって、これからどんなまちになっていくのだろうか、どんな問題がおこってくるのだろうか、さらに、それに対して自分自身が一市民として、どういうことができるのか」という考えをもつようになってきました。ですが、なかなかうまく答えを導きだすことができませんでした。もしかして、この推進委員



会に参加することで、明確に自分なりの言葉にできるようになるかもしれないと考えたのが、市民公募委員に応募したきっかけです。

ところが、お恥ずかしいことに、私は、推進委員になるまでは、自治基本条例の中身はほとんど知りませんでした。そういう意味で、推進委員の皆様には、いろいろご迷惑をかけていたと思います。そういう私が、自治基本条例の中身を勉強し、その条例を見守り、推進するという2年間の委員の役割を通じていちばん理解できたのは、次のようなことです。

自治基本条例というと、何かなじみのないもので、自分にとってあまり身近に感じられないものとして、とらえられている方が多いのではないかと思います。しかし、実際はそうではないのです。この自治基本条例は、岸和田に住む人の誰もが、それぞれの立場で自分の住むまちをよくしていくことができ、周りの人の人権と公共の福祉を最大限尊重して、関係者がお互いに協力し合っ、情報を共有し、ともに知恵を出し合っ、やっていきましょうということを定めている条例だということがわかりました。これは、一見シンプルで当たり前のように聞こえるかもしれませんが、そうではなくて、このことが、岸和田市民の生活と市役所の仕事の最高規範性をもっている、言い換えると、このことが岸和田のまちの中でいちばん大切に、最も基本的なルールなんですということが、今から5年前に市民の皆さんの手で作り上げられたということ

が、本当にわかってきたのです。今頃かって言われるかもしれませんが、心からそう感じるようになったのです。

松村：ありがとうございます。それでは、植田さん。女性会議の立場から参画されましたが、いかがでしたでしょうか。

植田：私は、わかりやすく事例を出しながら話をしていきたいと思います。私は、仕事から色々な企業を回っておりまして、自己紹介のときに岸和田に住んでいると言いますと、ほとんどの方が、「あっ、だんじり祭りのところやな」って言われます。その時には、だんじり祭りというものはどういうふうにするとか、何が必要なのかという話をしています。今やだんじり祭りは全国区になっており、その宣伝が十分できているのは、各関係者の努力の賜物だと思います。つい先日、NHKで放送されました、だんじり祭りのやりまわしの所で、曳き手が玉のように飛んできて、それを受け止める方がおられる所を見て、こんなに一所懸命しているのだと涙を流している友人がいました。それだけ感動しているということなんですね。



つまり、これ一つとっても、岸和田市は、市民一人ひとりが主役であり、市民が考え、行動することによって、安心して住むことができるまちなのだと思います。結果として、岸和田が、やりたいことを責任を持ってできるという、個性豊かな都市であり、市民を前面に立てた市であることがわかりいただけだと思います。さきほど、松村先生が詳しくお話をしてくれましたが、皆様一度お帰りになったら、自治基本条例をもう一度お読みになって、自分たちはどうかということを見直していただけたらと思います。どうかよろしくをお願いします。

松村：ありがとうございました。山原さんお願いします。

山原：私は、まだ参加させてもらって半年弱です。参加した時は、もうかなり議論が進んでいました。作業部会などで話されている議論は、真剣そのもので、私は初めはお客様みたいな感じでした。私も自治基本条例の存在は、知ってはいましたが、これだけ掘り下げて、詳しく議論されているという場に参加するのは初めてで、私自身、緊張とワクワク感でいっぱいでした。

今、PTAの役をやらせていただいております。先月、市のPTA大会を行ったのですが、その時に朝日放送アナウンサーの三代澤さんにお越しいただいて、子どもの夢を守るために、子どもと家庭の中でしっかり会話をしていこうという内容のお話をいただきました。そして市の宣言として「見守り育てよう、

みんなで子どもの夢を」をスローガンにしました。私たちが子どもの頃は、大きくなったら何になりたいと聞かれたら、医者とか、弁護士とか即答で答える子どもたちが多かったように思いますが、今の子どもたちは、「わからん」とか「さあ」とか言います。お金持ちになりたいとは言っていますが、具体的に夢を語る子は少ない。サッカーのワールドカップの選手たちは小さい頃から夢を持っていたから今実現することができた、という話を聞きますし、やはり大人が子どもに夢を語るのが大事だと思っています。



今回、岸和田市の最高規範であります自治基本条例に触れて、自治基本条例を、現実の我が地域にどれだけ活かすことができるかを考えながら、参加させていただきました。

「自治基本条例が何なのかわからなくてもいいじゃないか」と言う人もいるかも知れませんが、実際に条例があるということを知っていると、全く知らないのとでは違うと思っています。ですので、私が口伝えに、一人一人に、自治基本条例とはこういうものであると、ご理解を得られるように話をしていきたいと考えています。よろしくお願いま

す。

松村：ありがとうございました。では次井さん、よろしくお願いします。

次井：先ほど、神谷さんから、自治基本条例の本質をついたお話をしていただいたと思いますが、自治基本条例の条文は、ごくごく当たり前のことを明記しています。これを市の憲法にしている。だんじり祭りが岸和田市の誇りであるように、岸和田市の自治基本条例も同じぐらい全国的にもすばらしいことと思います。

自治基本条例の策定から私は関わっています。参画した動機としましては、私、岸和田の山手に住んでおまして、近所で家庭のテレビなどが不法投棄されたりするようなことがありまして、まちの方はキレイになって、ゴミなどの問題が解決したとしても、同じ岸和田でも、山間部の方はゴミ捨て場であっていいというのはおかしいと、ずっと感じていました。岸和田が住みよい市になるには、全体として「ワン岸和田」という考え方をもたなければならないと思ったわけです。それで私もいろいろなところに参加させていただいたのですが、そこで一緒だったみんなが、「バランスのとれた、みんなが幸せな、いいところにしよう」という気持ちでした。だから自治基本条例には、当たり前のことを書いてあるんだけど、高々と謳う。そういう気持ちで成立した条例なんだと思います。

余談になりますが、先日、高校の同窓会で、自分が今自治基本条例に

携っていることや、今日フォーラムで人前で話をするということを言いましたところ、「みんなで聞きに行こうや」ということになり、本日も大勢の方々が見に来てくれています。非常にうれしいことであります。やっぱりこういう絆ができる、輪が広がっていくということが、自治基本条例の精神を具体化する第一歩だと思います。



もうひとつ。市民の意気込みと同時に、市職員の方々が非常にやる気を持ってやってくれているということをつけ加えたいと思います。

松村：はい、ありがとうございます。白石さん、お願いします。

白石：私は、有識者ということで参加させていただいています。今、委員の皆様のご発言を聞いておりますと、「岸和田を担っていこう」という岸和田を愛する気持ちが伝わってきます。また、推進委員会も時間をかけて、丁寧に議論を進められました。いろんなところで委員をしていますが、岸和田は特筆してもいいくらい、丁寧なやり方をしているなあと思いました。

自治基本条例というのは、市民にとっての最高法規であるけれども、同時に、行政はもちろん、議会やまた個々の議員にとっても守るべきルールであり、最高法規であります。そういう意味でいきますと、今回の場合、あらかじめ市職員が前もって何か決めておいたものを、我々市民が考える、検証するという形では全くなくて、すべて委員の皆さん方が考えていった。そういう形をとったんですね。時には、市役所の全部の課に話を聞く、文書を出してもらおうということもやってきました。こういう丁寧な進め方で推進委員会が行われてきたということを目撃証言として皆さんに伝えたいですし、そういう想いのこもったご発言を聞かせていただいたなあと思っています。

松村：はい、ありがとうございます。白石委員にはまた後半でまとめをってもらう予定です。委員の皆さん、いろいろな動機で参加されたわけですが、その結果がこの建議概要にまとめてあります。それを踏まえまして、次のテーマであります。今後岸和田がどうなればいいのかという将来の展望、また一市民としてどういう活動をしていったらいいのかをご発言願います。それでは神谷さんお願いします。

神谷：自治基本条例について何も知らなかった自分が、推進委員の仕事をとおして、それが岸和田のまちづくりの最も基本的で大切なルールであるということを理解できたという大変うれしい経験を、少しでも多くの人たちに伝えて、広げていきたいと

思っています。それは、特別な人がやることではなく、市民のどなたでもできることだと思うんです。私も一市民として、職業人として、家庭人としていろいろ役割があるんですけども、和歌山大学で働くものとして発言させていただきますと、和歌山大学は、従来の18歳から22歳の若い人の教育だけではなく、地域の生涯学習機関として、地域の人材育成やまちづくりに参画し貢献しようとしています。住民自治のまちづくりというものを岸和田サテライトは目的として掲げていまして、まさに自治基本条例の理念と、手前みそであります。ぴったりと合致するものだと思います。岸和田サテライトには、いろいろな職業や年齢層の方が来られます。教員や地域の社会人を中心とした学生も、多数行き来しています。それらの方々の力をひとつに集めて、先ほど申し上げましたように、うれしい気持ちの広がりをなんとか形にしてやっていきたいと思っています。それが和歌山大学の使命の一つである「地域連携・社会貢献」にもつながっていくと思います。和歌山大学は、自治基本条例の条文の中で「事業者」という立場であると同時に、第31条の「他の地方公共団体及び関係機関との関係」という項目にも該当します。岸和田市とは地域連携推進協定を結んでいて、岸和田市の「関係機関」という位置づけでもありますので、申し上げたことをより一層、しっかりとやっていきたいと思っています。

松村：ありがとうございます。それでは植田さんお願いします。

植田：また例のごとく身近な話をさせていただきます。岸和田市がこの自治基本条例を考えたときに、まず実践されたのは、職員研修でした。研修に参加した職員に、自治基本条例とあなたの仕事の関係は何か？ということを考えてもらったんですね。それによって、職員の皆さんが自分の仕事について、考えたり見直しをしたりと、そういうことがあったと思うんですね。

そうやって市が実践しているということを知った後で、私、早速住民税のことを聞きに行きました。説明は大変よくわかりました。紙に書いてまで説明をしてくれました。これは、自治基本条例の第13条の職員の責務に該当すると思われます。職員自身が、自分たちの規範として、自治基本条例を扱っているんだということを知っていただけたらと思います。



自治基本条例すべてが、このようにして、市民の立場、女性、高齢者、障害者、子ども、赤ちゃんにいたるまでを対象にして、いろいろと考えられています。

参画して学んだことは、岸和田市民は何でも市に任せるのではなく、意見をいう、参画するということが大切だと改めて思いました。

松村：はい、ありがとうございます。次、山原さんお願いします。

山原：私は、PTAの仕事をさせていただいていますが、地元では、子ども会の指導員を15年間させていただいています。自分ではあまり長い間やってきたという感覚がないのですが、ある時、自分が指導員になったときに中学生だった子どもが、成長して子ども会の指導員に入りたいと参加してきました。その時はさすがに、自分は長くやっているなと思いました。

自治基本条例の第15条に、地区市民協議会という項目があります。我が地域は朝陽小学校区域なのですが、地区市民協議会が非常に活発でありまして、地区に住むいろんな諸団体ですね、各町の役員、老人会、婦人会、青年団、子ども会、青少年指導員、民生委員、PTAなど、様々な方が一体となって、いろんな角度からそれぞれ自分たちの意見を述べて、こうしていこう、ああしていこうと自主的な活動が展開されています。この自治基本条例の中の第15条に関して、私は様々な意見を述べさせていただきました。岸和田市の中でも活発な地区市民協議会とそうでない所があるとお聞きしました。やはり、それぞれの地域で、いろんな方一人ひとりに、光を当てて守っていくという役割を担う具体的

な組織が、この地区市民協議会ではないかと思います。そこで、岸和田市には、地区の担当者を配置して、人と人のパイプ役を担っていただき、具体的にどういうふうに進めていこうかという流れを作っていくのはどうでしょうか、と意見を述べさせていただいたことが記憶に残っております。

一番大事だと思うのは、古い話になりますが、49年前にジョン・F・ケネディが暗殺されましたが、その2週間前に、「国民は国から何かをしてもらおうというよりも、国に何かができるか、それが大事だ。」と言いました。そういうことが一番大事だと思うんですよね。今の風潮として、権利を主張ばかりするけれども、義務の存在をあまりにも忘れていっているのではないかと、そういう気がしてならないのです。



ですので、今後は我々一人ひとりが岸和田市に対して、また、自分の地域の一人ひとりに対して、何ができるのかということを中心に考えながらやっていくのが、一番大事であって、条例に権利が書いているから、

何かしてもらおうというのではなくて、条例を受けて、じゃあ自分たちに何ができるのかということ、一人ひとりが考えることが大事ではないのかなと思います。

私も今回初めて、条例の重要な部分に触れさせていただいたので、今後は、地域やいろいろな所で、一対一の会話を始めることをしながら訴えていく。そういう活動をしていきたいと思っています。

松村：はい、ありがとうございます。最後に次井さんお願いします。

次井：私は、策定の段階から関わっておりまして足掛け8年ぐらいになります。この間にどのような変化があったかを自分なりに考えて申し上げたいと思います。

この自治基本条例は基本的な事柄を決めるということですので、家の前のどぶ板をどうする、そのような具体的なことを書いているものではありません。今日も市議会議員の方々が何人か来られているようですが、議会基本条例ですね、自治基本条例の中で、議会が自分たちの役割をきちっと決めた基本条例を作らなあかんというふうに書いてあるんですね。自治基本条例施行から5年目にして、来年の5月に施行と聞いておりますが、きしわだ議会だよりも条文の案文が掲載されました。これにご意見をくださいという内容ですね。議会基本条例の制定、これは大きな変化だと思います。おそらく全国で早い方ではないでしょうか。大阪府では、熊取町に

次いでということですが、これは、何が違うかと言いますと、例えば、これまでは本会議でのやりとりは質問者が一通り質問しまして、市長や理事者が一括してお答えするという形式だったんですが、一問一答ができるようになったんですね。今後はかなり内容の深い議論をしていけるのではないのでしょうか。市長の提案についても、財政的な裏づけはどうなっているのかということも質問できますし、それを決める際に市民参加はどれくらいあったかを知ることでもあります。これは非常に大きな変化だと考えます。



2点目は、第24条の総合計画ですが、総合計画は自治基本条例に基づいて策定しなければいけないとなっております。私はその市民会議にも参加していますが、この12月に議会で可決される運びになっています。今までの総合計画と違って、市民として、どういう市であってほしいかという目標を掲げて、それに向けてどのような施策を行うか、まず12年間のうちの最初の4年間で何をするかを戦略計画と言いますが、具体的な数値と目標が書いてあるんですね。4年後には、こういうふうにしていく、市民と行政はどんな役割を担

うのかというようなことも明記しています。



少しだけ紹介させていただきますと、例えば、図書館の年間貸し出し数5.4冊を4年後には7.2冊にしていくとか、市民の一人当たりのスポーツ施設の年間利用回数を5.7回を6.3回にしていくとか、市民の文化施設年間利用回数を2.9回を3.2回にしましょうとか。数値の目標を掲げて、それを着実に実行していくことが大切だと思います。

それと、住民投票のことですが、例えば、岸和田市にカジノ施設を建設するような議論が沸騰した場合に、経済効果があるからと賛成する人と、教育上問題があると反対する人の意見がでてくると思われます。そのような問題に備えて住民投票条例が常にあることによって、市民の意向を聞くことができます。

最後に、私自身の実践としましては、いろんな審議会等にですね、広報紙にいつどんな審議会をやる、傍聴可能と載っていますので、日ごろから積極的に傍聴に行っています。

松村：いろいろ話したいことがあると

と思いますが、またの機会ということで、ありがとうございました。多くの意見がでましたが、今までの議論のまとめということで、最後に白石先生に話をしてもらいたいと思います。白石先生お願いします。

白石：はい、ありがとうございます。岸和田市は、この自治基本条例の制定においては、全国の中でも先頭を走っているといえますか、かなり猛ダッシュをしているなど思っていました。私自身も関わらせていただいて、大変光栄でした。

自治基本条例がなんのためにあるのか、それは2つあると考えられます。一つ目は、「岸和田市は市民のもの」であれば、みんなが行政に関われるようにするにはどうしたらいいのか。それを叶えるためにある。二つ目は、市役所職員や市議会議員の皆さんが、どういうルールに基づいて行動したらいいのか、という行動のルールについて書いてある。つまり、言い換えれば、行政が市民みんなが関わることを歓迎するにはどうしたらいいのか、そういうことが書かれている、とご理解いただければいいと思います。

ただ、先頭を走るということは、途中で息切れすることも多いものですが、岸和田市の自治基本条例のすばらしいところは、今回の推進委員会が設置されたところにあると、私は思います。さらに、自治基本条例を時代に則したものに進化させていくしくみを、自治基本条例推進委員会という形で盛り込んであるというのは、全国的にも稀なことだと思っ

ています。これは、私たちが岸和田の自治基本条例を国の先頭を走る、いいものにしていく上でも、非常に大事なことでもありますし、同時に、市職員の皆さんが思いを新たにされる機会が定期的にやってくる、この教育的効果が非常に大きいと思いました。推進委員会からの調査に対して、各課は常に誠実に回答をしていかなければならない。こういう節目が議会事務局やいろんな行政部署で見られる。これは本当に大切なことだと私は思います。



岸和田市は自治基本条例という、こんなにいい器を作ったということではありますが、今後、その器にどんな中身を盛っていくのか。ここで一つの鍵になる言葉が、「みんなが参画する」ということだと思います。これからの岸和田市の発展を考えていきますと、分権時代でありますので、自治体の力というものが本当に試される、問われる時代になってきます。自治体が少しこけそうになっても、国や府が何らかの形で支えてくれることは、もう無くなってきている。こけた所は、そのまま見放される。こうなれば何が大切なのかをみんなで考えていかなければいけません。市の発展には、何が推進力に

なるのか。

私は、大学で世界の衰退した地域を訪問して、どうやって再生していくのかを研究しています。実際経済の衰退した現地に行ってみると、身の危険を感じるようなところもあれば、地域の人々がのんびりしていて、まちの中がきれいなところもありました。住み心地の良さというのは経済だけでは測ることができないということに気づきました。

ですから、岸和田市の発展のことを考えるなら、経済も大事ですが、「人が元気で社会が安心」、こういう要素がないとダメなんですね。そして「人が元気で社会が安心」の一番大事な核になっているものは何かと考えると、自分が住んでいる郷土に対する愛着ではないでしょうか。その意味では、岸和田市は愛着をもった人たちが多くいらっしゃる土地柄だと思います。でも、大事なことは「参加する」ことで、それはいろんな形、きっかけ、入口で、岸和田がいいところだ、自分たちが岸和田の一員だというふうに、岸和田に関わるきっかけをたくさんつくる。それが大事なんです。もちろん、だんじりなど愛着を持つ機会はいろいろありますが、そういう機会を増やせれば増やせるほどいい、これが参加が持っている大きな意義です。「ええとこやで岸和田」、今回のフォーラムのタイトルになっていますが、ええとこやでって体験できる入り口をたくさん用意できたまちが、「人が元気で社会が安心」になれるまちだと思います。



そして愛着が持てるために欠かすことができないことは、やはり、市の行政が誇らしいものであるということです。ですから、この自治基本条例が皆さんに求めることは、もっともっと愛着のもてるまちにするために、市民の皆さんががんばっていくと同時に、厳しい自治体運営を担っていただけるだけの誇らしい行政になること、そのための後押しが自治基本条例であり、市民の皆さんの力ではないかと思いました。今後の岸和田市の発展を本当に心より念じております。

松村：はい、ありがとうございました。白石先生に先頭を走っているということでお褒めの言葉をいただきました。今日は、時間が限られていましたので、不十分な点もあろうかと思いますが、パネリストの皆様を含め、ありがとうございました。それでは、このディスカッションを一度終わらせたいと思います。

司会者：皆様ありがとうございました。松村先生には、最後にまたお話いただきたいと思います。その前に皆様の方でご質問があればお受けしたいと思います。時間が少し押して

ます。市民一人ひとりが自分で考え行動していこう、そういう行動する市民だということを前提にしようと議論した覚えがあります。

また、市の定義がないのではないかということですが、市にはいろいろな機関があります。市長もそうです。市議会も市職員もそうです。市という場合は、いろいろなことが考えられます。したがって、あえて定義をおかずに、むしろ市長、団体の代表者、議会、議員、職員と機関を分けて条例に明記しました。

司会者：よろしいでしょうか。他にご質問ある方ございますか。

質問者：〇〇と申します。質問というのではないのですが、私、去年、天神山小学校のPTA会長をしまして、こちらの自治基本条例の推進委員として参加させていただきました。今日このような形でフォーラムを開催できたということで、自分の感想を話したいと思います。

第2期目が終了して制定から5年が経過して、まだこれからだと思っ
たんです。やっと中身が煮詰まって、
建議を市長に提出したということで、
これからが条例の中身が問われてくる
のかなと思います。そういう意味で、
区切りのいい形で、こういう場が設け
られたのではないかと考えています。
推進委員会では、老若男女、市民の方
々すべてにとって、自治基本条例とい
うものが良いものとなるようにと、前
におられるパネラーの方々と一緒に熱
い論議を交わしました。それが浸透して

ように、広報などを通じて、いろいろな
方に知っていただけたらと思っています。

特に私が思うのは、私は仕事で障害
者施設での生活介護を行っているの
ですが、根底にあるのは、障害者、
高齢者、子どもなど、なかなか自分
ではどうすることもできない人た
ちが、いろいろな人に助けをもらい
ながら毎日を安心して生活してい
けたらいいなと思っています。自治基
本条例の中にも人権尊重というのが
ありますが、「障害者・高齢者・子
どもの人権を尊重したまちづくりを
実現するため、岸和田市地域福祉計
画の推進が必要」とあります。この
根底のところをしっかりとやってい
けば、それ以外の方もみんなが安心
して生活できると思います。

資料の建議概要の付帯意見という
ことで、最後のところ書いていま
すが、これで2期目の推進委員会
が終わりということですが、中身
は時代時代によりニーズが変わっ
てきますし、引き続き10年20年
と長いスタンスで見たい方がい
いのではないかと思います。もち
ろんこの中身をこのまま終わらせ
るのではなく、市民の皆さんがど
んどん市役所の窓口に足を運ん
で、いろいろな意見がいただける
ように、そして、それを聞いても
らえるような市政になったらいい
と思います。最初に市長が、市民・
議会・行政の三者一体で共に良
いまちを作っていきたいと思います
ので、それを期待しながら、今
後は、だんじりのまち・岸和田、
自治基本条例のまち・岸和田とい
われるようなまちになっていけば
と思っ

ています。ありがとうございます。

司会者：ありがとうございました。自治基本条例を制定しまして、第1期の推進委員会では、条例の体系化をしていこうということで、いろいろ検証を行いました。第2期では第1期の推進委員の皆様からいただいた建議の内容を庁内に発信していくということで、各課に情報を提供して、どのような取り組みをするのかの進行管理を行ってまいりました。当然、条例の条文の中にも見直し規定があります。推進委員会につきましては今後も設置しまして、取り組みをしていきたいと考えています。行政としましては、今回いただいた建議の内容を十分精査いたしまして、庁内に発信するとともに、新しい取り組みを進めていきたいと考えています。それでは、最後になりますが、松村先生よろしく申し上げます。

松村：長時間ありがとうございました。まとめということですが、さきほどの市民委員の皆さんと白石先生が詳しく言ってくださいましたので、それに尽きるのですが、この自治基本条例の見直し規定にいい言葉があります。この条例は「守り育てる条例」である。そして条例を実際に見守っていくのは、市長であり、市議会であり、市の機関でもあるけれど、皆さんご自身なんですね。そういう意味では今後も推進委員会を設置したり、市民の皆様が定期的に来ることが、非常に大事であると思います。

私の感想ですが、やっぱり、岸和

田といえば、城とだんじりのイメージが強い。策定委員会は、市民の方々の熱気が伝わるぐらいすごいものでした。今回の推進委員会もそうです。それぞれの立場で岸和田市を大事にしていこうと思う気持ち強い証拠だと思います。おっちゃん、おばちゃん、にいちゃん、ねえちゃん、みんなでこのまちをよくしようと思っておられると、私は大いに感じました。間違いなく「ええとこやで岸和田」だと思います。みなさん是非、今後もこの自治基本条例を守り育てていただきたいと思います。

今日は私の不手際で時間が押ししました。パネリストの皆さんと白石先生には十分にお話していただくことができませんでした。この点お詫びいたします。最後になりますが、今日ご出席の皆様、お集まりの市民の皆様にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

司会者：松村先生はじめ委員の皆様ありがとうございました。ご来場の皆様、今一度盛大な拍手をお願いいたします。ありがとうございます。それでは、一旦ここで休憩に入らせていただきます。若干時間が押していますので、休憩時間は5分間とさせていただきます。本日アンケートをお手元に配布しております。是非ご記入いただきまして、お帰りの際に提出していただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

休 憩

第2部 講談

司会者： それでは、第2部旭堂南陽氏によります講談をお楽しみいただきます。昨年「水戸黄門漫遊記 渡しの掟」ということで、まちづくりのルールのお話をいただきました。今年は、「左甚五郎」と題した講談であります。私、左甚五郎というと、どうしても日光東照宮の眠り猫を思い出します。今日は、どういうお話をさせていただけるのか非常に楽しみです。それでは、旭堂南陽さんよろしくお願ひします。

旭堂 南陽さん講談



司会者： ありがとうございます。皆様いかかでしたでしょうか。今日は、長時間ご清聴いただきありがとうございました。最後に岸和田市企画調整部長西川よりご挨拶申し上げます。

部長： 皆さんこんにちは、企画調整部長の西川です。今日は、日中のお忙しい中、非常にいいお天気の中、お出かけしたい気持ちもあったかと思ひます。それよりもこのフォーラムに参加いただきましてありがとうご

ざいます。

今回、自治基本条例をテーマにフォーラムを開催しています。策定にあたりまして、平成15年から16年の2年間、公募の市民委員と学識経験者の方々に毎月2回、夜の6時半から9時まで熱心に議論をいただきました。議論をいただいた場所が、まさにこの福祉センターです。私も策定当初から関わっているのですが、どうしてもここ来ると感慨深いものがあります。本日、コーディネーターされた松村先生は、その時からご指導いただいた先生でありますし、パネリストの次井さんは、最初から策定のメンバーとして関わってこられています。会場には、その時市民委員として参加されていた方もいらっしゃいます。これらの方々は、私にとってまさに同志といった感じであります。その時から数えて7年、自治基本条例が施行されて5年となります。今でこそ、全国の自治体で施行されていますが、その当時は、非常に先進的な取り組みでありました。しかも制定された後、推進委員会を設置し、自治基本条例が機能しているか、形骸化していないか、本当に時代に適合したものとなっているのかを検証し、それをまとめ、市長に建議をするというところは全国的に見ても稀であります。第1部で登壇されました松村先生、白石先生をはじめ、市民委員の方々には重責を担っていただきました。今日は、その想いを本音で語っていただいたので、皆様に伝わったのではないのでしょうか。

岸和田市では、こんなに熱い想ひ

をもっていらっしゃる方が多くいます。いろんな場面でいろんな取り組みをされ参画している市民の方が多くいらっしゃいます。これは、岸和田にとっては貴重な財産だなと思います。その市民力がこの岸和田を支えているなと痛感しました。



第2部で旭堂南陽さんの講談を楽しんでいただいたと思いますが、さすがにプロだなと思いました。お聞きしていると、その情景が目の前に現れてきます。我々も人に物を伝えるとき表現力というのが大事だなと思いました。

今回、第1部・2部という形で開催しましたが、この取り組みを通して、自治基本条例がひとりでも多くの市民に伝わっていくことを願っています。これは、行政にとっても課題のひとつでもあります。本日参加された方々は、今日、家に帰られるとまず家族に話をしてください。いずれは会う人会う人に「岸和田には、こんなにすばらしい自治基本条例がありますよ」ということを伝えていってください。よろしくお願いいたします。長時間本当にありがとうございました。

司会者：皆様、ありがとうございました

た。これを持ちまして、平成22年度まちづくりフォーラムを終了します。本日は、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございました。